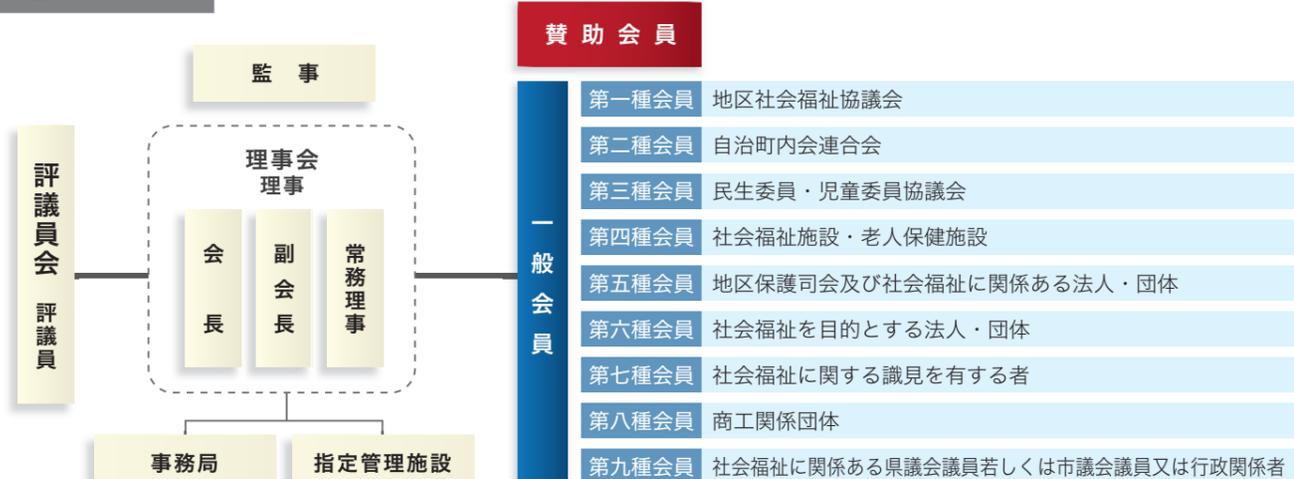


社会福祉協議会の活動は様々な会員によって支えられています

組織構成図



～ 本会への寄付について ～

賛助会費並びに寄付金は、地域福祉を推進する鎌倉市社協の貴重な財源となっています。

皆さまのあたたかいお気持ちをお寄せくださいますようお願いいたします。

なお、社協への寄付は税制の優遇措置が受けられます。



福祉活動振興基金

福祉活動振興基金は市民・企業・各種団体等、皆さまからの心あたたまるご寄付によってつくり、その基金から生まれる果実(利子)は、さまざまな地域福祉活動に生かされています。

賛助会員募集について

賛助会員に加入することは市社協のサポーターとして地域福祉活動に間接的に参加していただいていることを意味しています。地域福祉推進の活動に賛同していただける皆さまのお力添えをお願いいたします。
(年会費) 1口 1,000円から

赤い羽根共同募金



赤い羽根共同募金は民間が行う寄付金募金として昭和22年に始まり、毎年厚生労働省大臣に告示によって実施する“たすけあい”の運動です。

集まった募金は主に皆様がお住まいの地域の中でのさまざまな福祉活動や、国内で発生した災害時の支援活動の準備金として役立てられています。

鎌倉市社会福祉協議会は神奈川県共同募金会鎌倉市支会として募金運動を展開しています。



みんながつながる、支え合い、助け合うまちかまくら

社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会 事業案内



社会福祉協議会とは

社会福祉協議会(略して「社協(しゃきょう)」)といいます。)は、社会福祉法第109条に規定され各都道府県・各市町村に設置された民間組織(社会福祉法人)です。すべての人、障がいのある人も、ない人も、子どもも高齢者も安心して幸せにさせることができるよう地域の皆さまやボランティア、福祉、保健等の関係者、公共機関の協力を得ながら、地域福祉推進のための諸活動を実施する団体です。鎌倉市社会福祉協議会は、昭和27年に任意団体として設立、昭和50年に社会福祉法人としての法人格を取得して現在に至ります。

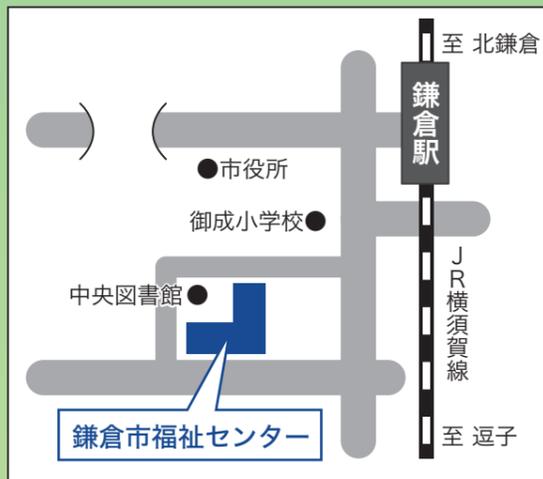
地域福祉とは

地域福祉とは、地域においてすべての人びとが安心して幸せにさせることができるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組もうとするものです。



社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

- 住 所 : 〒248-0012 鎌倉市御成町 20-21 鎌倉市福祉センター 2F
- 電 話 : 0467-23-1075 (代表)
- F A X : 0467-22-2213
- 開所時間 : 8:30 ~ 17:15
- 休 日 : 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29 ~ 1/3)
- メ ー ル : info@kamakura-shakyo.jp (代表)
- U R L : https://www.kamakura-shakyo.jp/



ホームページ



Facebook

鎌倉市社協は「みんながつながる、支え合い、助け合うまちかまくら」を目指して活動します！



～鎌倉市社協の事業紹介～

地域福祉の推進

【生活支援体制整備事業】

5か所の日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、多様な事業主体と連携しながら、高齢者の日常生活に必要な支援体制の充実・強化および高齢者の健康増進と介護予防を目的とした社会参加を推進しています。



「かまくら ささえあい 福祉プラン」

を中心に、市民と共に地域福祉の推進に取り組んでいます。

かまくらささえあい福祉プランについては本会HPからも閲覧できます



【お貸出しします】

市民の皆さまの福祉活動のために以下の貸出を行っています。

- 車いす
- 布おもちゃ
- 催事用備品



【福祉イベントの開催】

● 鎌倉福祉まつり

毎年9月の第1日曜日に開催されます。まつりの収益は地区社協やボランティア団体等に配分されます。

● 地域福祉推進感謝の集い

地域福祉活動は多くの福祉関係機関・団体やボランティアの手によって支えられています。『地域福祉推進感謝の集い』は鎌倉市の地域福祉に尽力された方々の功績を讃えるため毎年秋に開催されます。



福祉活動への参加・支援・協力

【ボランティア活動の支援】

『かまくらボランティアセンター』を運営し、「ボランティアをしたい」「ボランティアをお願いしたい」などのボランティア活動全般に関する相談窓口で、各種ボランティア研修・講座の開催も行っています。



【福祉教育の啓発と支援】

鎌倉市内の小中学校等に向け多様なメニューを用意し福祉教育を展開しています。



【助成事業】

地域福祉活動を推進するため、福祉活動団体などに助成を行っています。



災害に備えて

【鎌倉市災害ボランティアセンター】

鎌倉市社協では鎌倉市が被災した場合、市の要請に基づき鎌倉青年会議所の協力を得て、NPO等関係機関と連携し、市民の日常生活が一日でも早く取り戻せるように市内外のボランティアを受け入れ、その活動が効果的・効率的に展開することを目的に災害ボランティアセンターの設置運営を行います。



地域でいきいきと暮らすために

【老人福祉センター】



老人福祉センターは、60歳以上の市民の方を対象に、お互いに学び、心身ともに健康に過ごすための施設です。各種講座の開催やサークル活動等を通して仲間づくりを大切にしながら、地域社会への参加のための「文化教養活動の場」として、あるいは入浴施設・健康器具などを利用しながら、楽しむための「憩いの場」としてご利用いただいています。

＜利用時間＞ 9:00～16:00 (浴室 10:30～15:30)
 ＜休館日＞ 12/28～1/4 ＜利用料＞ 無料

名越やすらぎセンター：0467-25-1188 / 鎌倉市材木座 2-15-3 教養センター：0467-32-1221 / 鎌倉市苗田 2-17-1
 今泉さわやかセンター：0467-45-4611 / 鎌倉市今泉 3-21-23 玉縄すこやかセンター：0467-47-1338 / 鎌倉市玉縄 5-9-1

【近所の団らん助成事業】

個人宅や店舗などの空きスペースを使って、身近な地域で住民が集える場づくりを行う方に対し活動支援の助成金を交付します。(助成金交付の条件があります)



【地域包括支援センター】

高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、様々な支援を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた関係づくりを推進しています。

『地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会』は十二所、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ガ谷、小町、御成町、浄明寺にお住まいの皆様のくらしを支援します。

地域包括支援センター
 鎌倉市社会福祉協議会
 電話：0467-61-2600



お困りごとのときは

【就労準備支援事業】



鎌倉市から生活困窮者自立支援制度に基づく鎌倉市就労準備支援事業を受託し、『スリープラス鎌倉』という名称で運営しています。

所在地：〒247-0056 鎌倉市大船 2-20-29 花井ビル 201号室
 電話・FAX：0467-38-8242
 E-mail：threeplus@kamakura-shakyo.jp

【権利擁護事業】

鎌倉市社協では様々な権利擁護事業を行っています。

◆ 日常生活自立支援事業

高齢や障がい等で、判断能力が不十分な方を対象に福祉サービスを利用するための援助や金銭管理、大切な書類（通帳、印章等）の預かりをし、安心して生活ができるよう支援します。

◆ 成年後見センター

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利擁護を行うため、成年後見の利用にかかる相談事業等を実施しています。

ご相談・お問い合わせ ▶ 鎌倉市成年後見センター 電話：0467-38-8003

◆ 法人後見

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会が法人として成年後見人等となる事業です。

◆なんでも相談窓口◆

本会では『なんでも相談窓口』を設置しています。生活する上でちょっとした困りごとでも、まずは社協へご連絡下さい。問題解決のお手伝いをします。

【0467-23-1075】

【居住支援事業】

(住宅確保要配慮者相談窓口)

高齢者、障がい者、外国人、子育て世代の方、低所得者などで住宅を確保することが難しい方々に対して、入居に協力的な住宅情報を提供し、入居後の生活についても支援を行います。

【援護事業】

援護、支援を必要とする人たちのため、生活困窮などの福祉ニーズにも対応できるよう関係機関と連携し、緊急援護金の貸付・支給や生活福祉資金貸付事業を行っています。

